

通達甲(総. 企. 管)第3号  
平成22年3月29日  
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

## 警視庁地図システム運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁地図システム運用要綱を制定し、平成22年3月29日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 制定の趣旨

警察署の管轄区域に係る情報の共有化及び業務の利便性を図ることを目的とした警視庁地図システムの適正かつ効率的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

#### 別添

#### 警視庁地図システム運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警察署に備え付ける地図（警視庁警察署処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第6号）第30条に規定する地図をいう。）に係る情報の一元的な管理及び共有化を図る警視庁地図システム（以下「地図システム」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 準拠

地図システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号。以下「情報セキュリティ規程」という。）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監. 総. 情. 企1）第8号。以下「情報管理システム運用要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### 第3 情報の分類及び管理の基準

情報セキュリティ規程第5条第2項の規定に基づく、地図システムにおいて取り扱う情報の分類及び管理の基準は、機密性低、完全性低及び可用性低とする。

#### 第4 管理運用体制

##### 1 対象業務管理者

企画課長は、対象業務管理者（情報管理システム運用要綱に定める対象業務管理者

をいう。)として、地図システムの総合的な管理及び運用に当たるものとする。

## 2 運用管理責任者等の指定

所属長は、所属における地図システムの管理及び運用の責めに任じ、その適正を図るため、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区分	警察署	警察署以外の所属	任務
運用管理責任者	副署長又は次長	庶務担当課長代理又はこれに相当する職にある者	地図システムの管理及び運用の調整に関すること。
運用管理者	各課長（課長の配置のない課にあつては課長代理とする。ただし、島部警察署にあつては次長とする。）	各課長代理又はこれに相当する職にある者	地図システムの管理及び運用に関し必要なこと。
運用管理補助者	課長代理（島部警察署にあつては係長）	各係長又はこれに相当する職にある者	運用管理者の任務を補佐し、地図システムの適正な運用に関すること。

## 第5 出力資料の管理

- 1 地図システムに係る出力資料（複写したものを含む。以下「出力資料」という。）は、適切に管理し、遺失、盗難等を防止しなければならない。
- 2 出力資料を廃棄する場合は、裁断、焼却等の復元できない方法により行わなければならない。

## 第6 運用上の留意事項

- 1 出力資料は、次に掲げる方法により部外に提供することができるものとする。ただし、特定の個人を識別することができる出力資料は、原則として用いてはならない。
  - (1) 警察署及び交番等の掲示板への掲示
  - (2) チラシ、広報紙その他の印刷物の配布
  - (3) 警視庁ホームページその他のインターネット等による自動送信
  - (4) その他警察の庁舎外で行う警察活動
- 2 提供資料（前1に掲げる方法により用いる出力資料をいう。以下同じ。）の右下部には、企画課長が定める事項を記載しなければならない。
- 3 提供資料を印刷する場合は、企画課長が定めるものを除き、外部委託することなく、警察の庁舎内で行うものとする。
- 4 提供資料をインターネット等により自動送信する場合は、事前に企画課長（企画管理係経由）に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、地図システムの運用に関し必要な事項は、企画課長が別に定めるものとする。